

小鹿野町地域公共交通協議会設置規約

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に関することを行うため、小鹿野町地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、小鹿野町役場内に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること
- (4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (5) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 小鹿野町長が指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般社団法人埼玉県バス協会長又はその指名する者
- (4) 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会長又はその指名する者
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (8) 埼玉県秩父県土整備事務所長又はその指名する者

(9) 埼玉県小鹿野警察署長及び埼玉県秩父警察署長又はその指名する者

(10) 学識経験者その他町長が必要と認める者

2 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会長は、第4条第1号の委員をもって充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

5 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

6 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

7 会長は、議事のため必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

8 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(協議結果)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、小鹿野町総合政策課に置く。

3 事務局には事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第9条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第11条 監査員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。

2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

3 監査員は、会計監査の結果を協議会において報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを清算する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。